

議案第 号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例（平成6年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「係る」を「ついて、」に改め、同項に後段として次のように加える。

一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処分する場合の手数料の徴収についても、同様とする。

第21条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第22条中「前条第1項から第4項まで」を「前条第1項から第3項まで」に改める。

別表第1（その1）の部中

「

ごみ	事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合	10キログラムにつき	70円
粗大ごみ（破碎処理を要するものに限る。）	一般家庭から排出されるごみを直接搬入する場合（粗大ごみと他のごみを併せて搬入する場合は、その合計重量とする。）	10キログラムにつき	90円
	事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合	10キログラムにつき	150円

」

を

「

事業系ごみ	事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合	10キログラムにつき	100円
事業系資源ごみ	事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合	10キログラムにつき	80円
事業系植木ごみ	事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合	10キログラムにつき	100円
事業系粗大ごみ (破碎処理を要するものに限る。)	事業活動に伴って排出されるごみを直接搬入する場合	10キログラムにつき	220円
家庭系粗大ごみ (破碎処理を要するものに限る。)	一般家庭から排出されるごみを直接搬入する場合 (粗大ごみと他のごみを併せて搬入する場合は、その合計重量とする。)	10キログラムにつき	90円

」

に改め、同表（その3）の部中「1,000円」を「1,500円」に改める。

別表第3を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第21条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に処理施設に搬入される廃棄物に係る処理の手数料について適用し、同日前に処理施設に搬入される廃棄物に係る処理の手数料については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例(平成6年条例第52号)新旧対照表

現行	改正案
(一般廃棄物処理手数料等) 第21条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に<u>係る</u>一般廃棄物の排出者から別表第1に定める手数料を徴収する。	(一般廃棄物処理手数料等) 第21条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、一般廃棄物の排出者から別表第1に定める手数料を徴収する。<u>一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処分する場合の手数料の徴収についても、同様とする。</u>
2 (略) 3 <u>市長は、法第13条第2項の規定により処理を行う産業廃棄物の排出者から別表第3に定める費用を徴収する。</u>	2 (略)
<u>4・5</u> (略) (手数料等の減免) 第22条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、規則に定めるところにより<u>前条第1項から第4項までに規定する手数料又は費用を減額し、又は免除することができる。</u> 別表第1(第21条関係) (その1) 【別記1 参照】 (その2) (略) (その3) 【別記2 参照】 備考 (略) <u>別表第3(第21条関係)</u> (略)	<u>3・4</u> (略) (手数料等の減免) 第22条 市長は、災害その他特別の理由があると認めるときは、規則に定めるところにより<u>前条第1項から第3項までに規定する手数料又は費用を減額し、又は免除することができる。</u> 別表第1(第21条関係) (その1) 【別記1 参照】 (その2) (略) (その3) 【別記2 参照】 備考 (略)

【別記1】

(現行)

種別	取扱区分	単位	手数料
<u>ごみ</u>	<u>事業活動に伴って排出される ごみを直接搬入する場合</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>70 円</u>
<u>粗大ごみ(破砕処理を要するものに 限る。)</u>	<u>一般家庭から排出されるごみ を直接搬入する場合(粗大ごみ と他のごみを併せて搬入する 場合は、その合計重量とする。)</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>90 円</u>
	<u>事業活動に伴って排出される ごみを直接搬入する場合</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>150 円</u>

(改正案)

種別	取扱区分	単位	手数料
<u>事業系ごみ</u>	<u>事業活動に伴って排出される ごみを直接搬入する場合</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>100 円</u>
<u>事業系資源ごみ</u>	<u>事業活動に伴って排出される ごみを直接搬入する場合</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>80 円</u>
<u>事業系植木ごみ</u>	<u>事業活動に伴って排出される ごみを直接搬入する場合</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>100 円</u>
<u>事業系粗大ごみ (破砕処理を要する ものに限る。)</u>	<u>事業活動に伴って排出される ごみを直接搬入する場合</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>220 円</u>
<u>家庭系粗大ごみ (破砕処理を要する ものに限る。)</u>	<u>一般家庭から排出されるごみ を直接搬入する場合(粗大ごみ と他のごみを併せて搬入する 場合は、その合計重量とする。)</u>	<u>10 キログラムにつき</u>	<u>90 円</u>

【別記2】

(現行)

種別	取扱区分	単位	手数料	
			収集、運搬及び処分をするもの	処分のみをするもの
浄化槽汚泥	規則で定める搬入許可を受けたものに限る。	1.8キロリットルにつき	—	<u>1,000円</u>

(改正案)

種別	取扱区分	単位	手数料	
			収集、運搬及び処分をするもの	処分のみをするもの
浄化槽汚泥	規則で定める搬入許可を受けたものに限る。	1.8キロリットルにつき	—	<u>1,500円</u>

令和6年（2024年）8月5日

都市経営会議資料

環境部 クリーンセンター管理課

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての概要

1 改正の経緯

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例に規定されている一般廃棄物処理手数料については、宝塚市一般廃棄物処理基本計画の減量化・資源化計画において、見直しの調査研究を掲げており社会情勢等を勘案しながら見直しの協議を進めていました。

2 改正の概要

本市では令和4年（2022年）に受益者負担の公平性、公正性を確保し、負担の水準を示す受益者負担適正化ガイドラインを策定しました。当ガイドラインに則って現行の一般廃棄物処理手数料の見直しを行い、宝塚市廃棄物減量等推進審議会の諮問・答申を経て、一般廃棄物処理手数料などの一部改正を行うものです。

3 改正の内容

改正の内容については、家庭系粗大ごみ、事業系ごみのほか、し尿収集など減量化・資源化計画に係る一般廃棄物処理手数料全般にわたり見直しを行うとともに、ごみの減量化に資するものになることを考慮した結果、下表の手数料について見直しを行います。

参考：一般廃棄物処理手数料の見直しについて（答申）

(1) 改正別表1について

単位：円／10kg

種別	現行手数料	改定額	特記事項
事業系ごみ	70	100	ごみ→事業系ごみ
事業系資源ごみ	—	80	新設
事業系植木ごみ	—	100	新設
事業系粗大ごみ	150	220	
浄化槽汚泥※	1,000	1,500	※単位：円／1.8kg

(2) 条例一部改正について

事業系ごみなどの手数料の改定以外についても、条例の規定の整理を行います。

今回、本条例第10条第3項に、「市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じさせない範囲において、規則で定める産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）の処理を行うことができる」と規定していることから、一般廃棄物と産業廃棄物を併せて

処分する場合の手数料も、別表 1 の事業系ごみと同様とする旨、条文の一部改正とそれに伴う別表 3 の削除及び項だての整理をするものです。

4 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

令和6年(2024年) 3月22日

宝塚市長 山崎 晴恵 様

宝塚市廃棄物減量等推進委員会

会長 池田 直樹



一般廃棄物処理手数料の見直しについて(答申)

令和5年(2023年)11月17日付宝塚市諮問第31号で諮問のあった標記のことについて、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

記

一般廃棄物処理手数料の見直しについて、別紙2のとおり、一部改定することが妥当と考えます。

1 審議内容

本審議会は、「宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例」に規定された各種の手数料について、受益者負担適正化ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に基づいて現有施設と新ごみ処理施設の手数料を算出し、改定の適否を審議しました。

審議に当たっては、単なる手数料の見直しだけではなく、ごみの減量化に資するものになることを考慮し審議をしました。

事業系ごみ、事業系粗大ごみ及び浄化槽汚泥については、現有施設、新施設ともに処理原価が現行の手数料を大きく上回っていたため、ガイドラインが示す上限の改定額としました。

し尿収集については、同じく処理原価が現行の手数料を大きく上回っていましたが、これはくみ取り世帯数が、公共下水道の普及により大きく減少しているため1世帯当たりの原価が大幅に割高となったものであり、現在のくみ取り世帯が、下

水道への切り替えが困難な地域や合併浄化槽への切り替えが難しい高齢者世帯が大半であること、また、現行の手数料は近隣自治体と比較しても大きく乖離していないことなどを考慮し改定は不要と考えます。

家庭系粗大ごみについては、現有施設では現行額と同額となりましたが、新施設では現行額を上回る結果となりました。家庭系粗大ごみの有料化は、近隣他市と比較して宝塚市の粗大ごみ量が多かったことから、排出者責任の明確化、負担の公平性、減量のインセンティブとして政策的に実施したものであり、現状において粗大ごみの量は大幅に減量され、その効果が持続していることから、今回の見直しでの改定は不要と考えます。

動物、胞衣の収集及び持ち込みと一般廃棄物処理業等許可申請手数料については、見直し後も現行と大きな差が無く現行額どおりとしました。

事業系の植木ごみについては、緑のリサイクルセンターにおいて独自の処理方法により処理されていることから、現状に合わせた手数料になるよう新たに事業系植木ごみの手数料を設けたものです。

また、今回の見直しにおいて、事業系ごみの値上げが排出事業者にとって直接的な減量インセンティブとなり得ないのではないかと意見もあり、事業系燃やすごみの減量施策として、燃やすごみに依然混入している資源化可能な段ボールや紙類、かん・びん類を資源ごみとして分別排出に誘導するため、燃やすごみの価格の8割と安価な価格設定することにより、資源化を推進するとともに燃やすごみの減量化を推進する事業系資源ごみの手数料を新設しました。

2 意見

本審議会は、諮問された一般廃棄物処理手数料の見直しが、単なる金額の改定にとどまらず、ごみの減量へつながることを目指して、ごみ種ごとに慎重に審議を行いました。

事業者の方には、手数料が増額となることで負担が大きくなるため、燃やすごみよりも安い金額で資源ごみの手数料を設定することで、燃やすごみの減量を促します。大切な資源を有効活用するためにも、一般廃棄物処理許可業者に分別収集を促進してください。特に、市として、オフィスの紙ごみの資源化のための施策について調査検討してください。

また、処理手数料の改定にあたっては、円滑に実施するためにも、市民および事業者に対して、十分な周知と説明を行ってください。

最後に、事業者への直接的な減量インセンティブとして神戸市が実施している事業系ごみの有料指定袋制度があり、減量効果も大きいことが分かりました。一方で、導入に際しては、新たな経費の問題や許可事業者への影響など課題があることも分かりましたが、同制度は事業系ごみに対する減量効果も大きいことから、今後の導入に向けて調査研究をすることを求めます。

(添付資料)

- ①令和 5 年 (2023 年)11月17日付宝塚市諮問第 31号(写)…別紙1
- ②一般廃棄物処理手数料改定一覧…別紙 2

(別紙1)

宝塚市諮問第 31 号

宝塚市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物処理手数料の見直しについて(諮問)

宝塚市廃棄物減量等推進審議会条例(平成12年3月29日条例第25号)第2条第1項第1号及び第2号の規定により、別紙のとおり一般廃棄物処理手数料の見直しについて諮問します。

令和 5 年 (2023 年)11月17日

宝塚市長 山 崎 晴 恵

1 諮問の主旨

宝塚市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、平成 30 年(2018 年)3 月に市で改訂版を策定しました「宝塚市一般廃棄物処理基本計画」(以下「基本計画」という。)の減量化・資源化計画において、施策(9)に処理手数料の見直しの調査研究を掲げており、ごみの減量の進捗状況、社会情勢等を見ながら調査を進めてまいりました。

また、昭和 63 年(1988 年)から稼働しております現有施設の老朽化等に伴う施設の整備の必要性から、新ごみ処理施設整備事業を進めております。

同事業では、基本計画で目標年次を令和 9 年度(2027 年度)としたごみの減量化・資源化施策のごみ量(推計)を基に施設規模を決定し、昨年 10 月に事業者を決定のうえ、現在工事に着手しています。

新ごみ処理施設のごみ処理能力を担保するためにも、燃やすごみの削減目標を達成することが必須条件となることから、その方策として、市としても手数料の見直しの審議を数年前から予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行から、消費行動が激減し、市内事業者は厳しい経営状況が続いていることから、諮問を延期しておりました。

一方、市では令和 4 年(2022 年)に受益者負担の公平性、公正性を確保し、どの程度負担を求めることが妥当かの水準を示す受益者負担適正化ガイドラインを策定しましたことから、現行の手数料の見直しを議論する必要が出てまいりました。

現状においては、家庭系の燃やすごみは順調に減量が進んでおりますが、一方で、事業系の燃やすごみについては、新型コロナウイルス感染症も 2 類から 5 類へ移行し、経済活動も徐々に通常に戻りつつあることから、減量傾向から反転して増加傾向を示しており、このままでは基本計画の基準年に目標の 10%削減が困難な状況になることが想定されます。

以上のことから、市内で発生する燃やすごみの減量を推進し、事業系ごみの減量のインセンティブとなること、市民の衛生的な生活環境を維持することを目指し、一般廃棄物処理手数料の見直しを諮問します。

2 諮問事項

一般廃棄物処理手数料の見直しについて

(別紙2)

一般廃棄物処理手数料改定一覧

	廃棄物名	適用	単位	現行 手数料	新手数料
1	事業系ごみ	粗大ごみ以外	円/10kg	70	100
2	事業系粗大ごみ		円/10kg	150	220
3	家庭系粗大ごみ	持込	円/10kg	90	90
4	動物の死体	収集 特大	円/体	3,500	3,500
5	動物の死体	収集 大	円/体	2,500	2,500
6	動物の死体	収集 小	円/体	1,500	1,500
7	動物の死体	持込 特大	円/体	1,700	1,700
8	動物の死体	持込 大	円/体	1,200	1,200
9	動物の死体	持込 小	円/体	700	700
10	胞衣	収集	円/梱	2,500	2,500
11	胞衣	持込	円/梱	1,200	1,200
12	し尿	収集 世帯制	円/月	600	600
13	し尿	収集 従量制	円/10ℓ	40	40
14	浄化槽汚泥		円/1.8kℓ	1,000	1,500
15	粗大ごみ	収集	円/個	300～ 2,700	300～ 2,700
16	一般廃棄物処理業等許可申請		円/件	10,000	10,000
17	資源ごみ	事業系	円/10kg	70	80
18	植木ごみ	事業系 大	円/10kg	150	100
		事業系 小	円/10kg	70	